

# 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 いじめ防止基本方針

## 1 静岡県いじめ防止のための基本理念

- ・子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

静岡県のこの基本理念に基づき、静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校（以下、学校）は、いじめ防止等の対策に取り組んでいく。

## 2 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法】

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」

だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する。

## (2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験している。

「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠したりするような雰囲気があることや、はやし立てたり面白がったりする生徒、周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

## (3) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けて対応していく。

いじめを受けた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを「未然に防止すること」「早期発見・早期対応すること」「関係機関と連携すること」が重要だと考える。

## 3 いじめの防止等のため学校が実施すること

学校は、いじめ対策組織を中核として、校長（副校長または教頭）のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者と連携の上、実情に応じた対策を行う。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・学校いじめ防止基本方針を定め、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をする。また、生徒や保護者が安心して学校生活を送れるよう、いじめ発生時における学校の対応を示す。
- ・いじめ防止基本方針を学校ホームページで公表する。
- ・教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜いじめ防止基本方針の見直しを検討する。

## (2) いじめ対策組織の設置

いじめ対策組織とはいじめの未然防止・早期発見、早期対応等を実効的に行うため、また重大事態への対処を行うために設置している。以下の会のことを示す。

名称	構成員	・開催時期 ☆協議内容等
学年主任会	部主事、学年主任、教務主任 (進路課長)	・毎週 ☆いじめの芽生え行動を意識し生徒の情報交換をする。
いじめ防止委員会	副校長又は教頭、部主事、生徒指導課長、教務主任、養護教諭	・随時 ☆人権担当を中心に分校全体の状況について確認する。 ☆基本方針の見直し、改定。
いじめ対策委員会	副校長又は教頭、部主事、生徒指導課長、該当学年主任、該当学級担任 (教務主任、進路課長、コーディネーター、他学年主任) *必要に応じ、外部専門家に協力を求める。	・いじめの可能性のある問題が明らかになった時  ☆いじめに対する事実確認、対応策、役割分担をする。

## (3) いじめ防止等の対策

### ア いじめの未然防止

#### (ア) 道德教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道德教育等の充実を図る。中でも生徒たちに望ましい行動を具体的に教えながら、集団生活の中で適切なかかわりができるように導く。

#### (イ) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的に活動する場を設定する。

#### (ウ) 保護者や地域への呼びかけ

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するよう呼びかける。

#### (エ) 教職員の資質向上

教職員に対し人権研修やチェックリストによる言動の振り返りを実施し、生徒の人権を尊重する感覚を磨く。

### イ いじめの早期発見・早期対応

#### (ア) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係

る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確にする。

情報を得たときには「担任→学年主任→学部主事・生徒指導課長」の流れで報告し、状況に応じていじめ対策委員会を速やかに開催する。

(イ) 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う。

(ウ) 相談体制の整備

スクールカウンセラーの協力を得て、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る。

(エ) 学校のいじめに対する措置

- ・いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかにいじめ対策委員会を開き、学校で組織的に対応にする。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告する。
- ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理や福祉の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ・必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも 3 か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態でも再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察を行っていく。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めると

きは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加える。

#### ウ 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応する。また、学校が常設する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

### 4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次のような場合とし、調査、報告を行う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校はその設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに学校に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急がない。なお、生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

【「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」を基に改定 令和5年8月】